

岡崎市多文化共生推進基本計画

2 0 2 1 年 3 月

岡 崎 市

目 次

第1章 基本計画策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	1
2 基本計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 S D G s との関連性	2
第2章 岡崎市の現状と課題	4
1 これまでの取り組み	4
2 前計画（2013年～2020年）の実施状況	4
3 外国人市民の状況	6
（1）外国人市民数の増加と減少	6
（2）居住期間の二極化	7
（3）永住者の増加	8
（4）外国人市民の年齢構成	9
（5）仕事と住環境	9
（6）国の外国人受入施策	10
4 岡崎市国際化推進基礎調査から見える課題	11
第3章 基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本目標	14
3 新たな視点	15
4 施策の体系	17
第4章 具体的な施策	19
1 基本目標 多文化共生の地域づくり	19
2 基本目標 自立に向けた支援	21
3 基本目標 生活にかかわる支援	24
4 基本目標 推進体制の整備	29
用語説明	33

第1章 基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

1990年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正により、日系人とその家族は日本での就労が可能となり、ブラジルを中心に多くの南米出身者が来日するようになりました。当初は「デカセギ」を目的に来日した人たちが、日本で家庭を持ち、社会と様々なかかわりを持ちながら、生活を送る人が増えてきました。

日本における在留外国人の推移は、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災の影響で一時的に減少したものの、その後は再び増加に転じ、2019年末現在で293万3,137人と過去最高を更新しました（その内9.6%、281,153人が愛知県に居住し、全国第2位）。

本市には県下で4番目に多くの外国人市民が居住していますが、近年ではベトナム人をはじめとした東南アジア諸国出身者の増加による外国人市民の多国籍化、在留資格の構成の変化、国の施策の変化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、前計画（岡崎市多文化共生推進基本指針）が終了することを機会に、現在の状況に一層即した新たな計画を推進させていくため「岡崎市多文化共生推進基本計画」を策定します。

2 基本計画の位置づけ

本計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性をしめす総合政策指針（令和元年12月議決）では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。

また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めています。

本計画は、分野別指針の「（4）多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」に位置付けられています。

分野別指針（4）多様な主体が協働・活躍できる社会づくり

人口構成変化や年代別人口偏在に起因する担い手不足に負けない町内会の持続的な活動を新技術導入などにより支援しつつ、多様な主体が協働・活躍できる地域共生社会の実現による安全安心なまちを目指します。

本計画では、上記分野別指針を踏まえ、多文化共生に関する分野の施策を体系化し、推進するための基本計画とします。

3 計画期間

基本計画の計画期間は、2021 年度を初年度とし、2025 年度までの 5 年間とします。
なお社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

2013 年	・・・	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
基本指針			基本計画				

4 S D G s との関連性

岡崎市は 2020 年に S D G s 未来都市に選定され、S D G s の考え方を活用した誰一人取り残さないまちづくりを進めてまいります。

S D G s とは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。



本計画は、17 のゴールの内、下記の 7 ゴールの達成にむけた取組であるとともに、他のゴール・側面と合わせて統合的な課題解決を図る全市的な取組みの一環となります。



1．貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



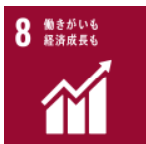
3．すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4．質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



8．働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



10．人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11．住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



16．平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

第2章 岡崎市の現状と課題

1 これまでの取り組み

本市のこれまでの取り組みとして、2004年3月に策定した「岡崎市国際化推進プラン」では、「一人ひとりの心でつくる共生、交流、協働のまち 岡崎」を目指すべき都市像とし、地域の国際化を進めてきました。また、2013年3月に策定した「岡崎市多文化共生推進基本指針」では、「互いの文化を認め合い、誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎」を目指すべき将来像とし、日本人市民と外国人市民が互いに地域社会を支える主体であるという認識のもと、多文化共生の地域づくりを進めてきました。

2 前計画（2013年～2020年）の実施状況

2013年3月に策定した「岡崎市多文化共生推進基本指針」では、4つの基本目標を設定し、様々な取り組みを行ってきました。

前計画の実施状況とその評価は、以下のとおり認識しています。

多文化共生の地域づくり

- ・多文化共生の意識づくり
- ・地域における交流の促進

○啓発活動やイベントを通じて多文化共生の意識づくりは進んでいますが、担い手等、裾野の拡大には継続的な取り組みが必要です。

○地域における交流の促進では、居住する外国人の国籍や年齢層などに応じた柔軟なアプローチが必要です。

自立を促進する支援

- ・日本語学習の支援
- ・日本の生活ルール等への理解促進
- ・相談業務の拡充
- ・外国人コミュニティの育成
- ・ボランティア団体との連携

○外国人相談窓口は対応言語や対応手法を工夫し、継続的に強化を図っています。

○ボランティアによる日本語学習の支援が行われていますが、継続的なレベルアップに向けた取り組みは今後の課題です。

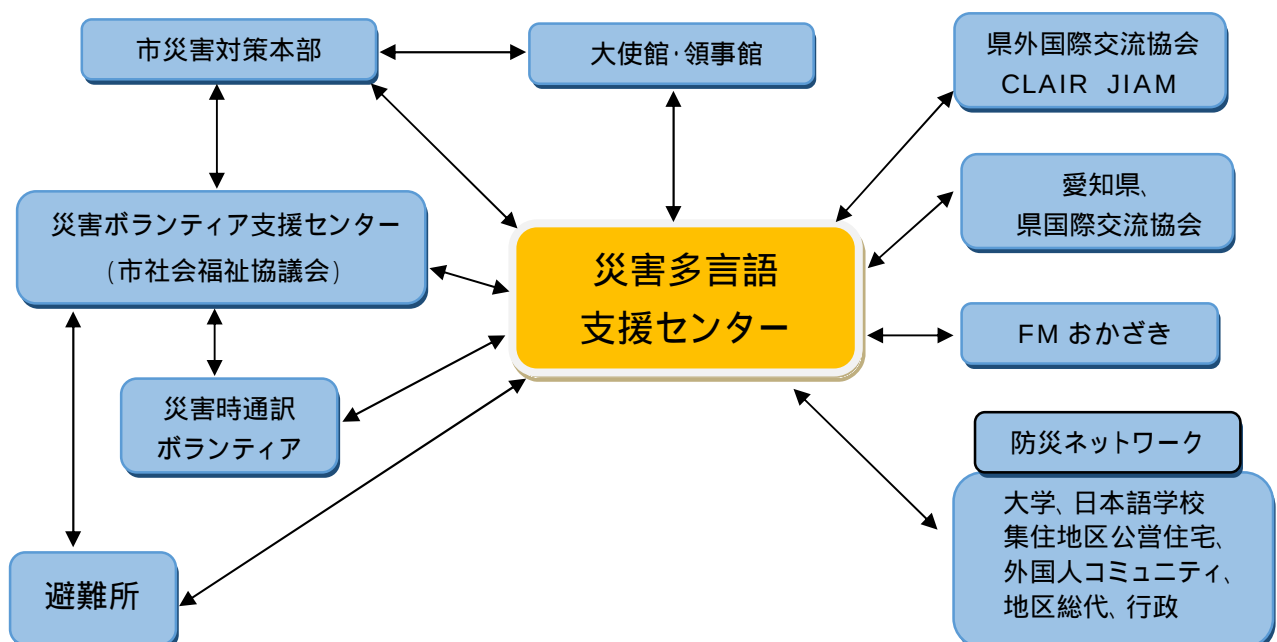
- 生活にかかわる支援
- ・多言語情報の提供
 - ・医療・保健・福祉の支援
 - ・子どもの教育支援
 - ・労働に関する支援
 - ・住居に関する支援
 - ・防災に関する支援

- 子どもの教育支援は徐々に着手できていますが、さらなる拡充が望まれます。
- 災害多言語支援センターの翻訳処理能力や外部との連絡体制の改善に努める必要があります。

- 推進体制の整備
- ・庁内連携の推進
 - ・関係機関等との連携
 - ・ボランティア団体の支援

- 推進体制の整備は順調に進んでいます。
- 大規模災害や感染症拡大など、起こり得るリスクを日頃から意識し、さまざまな機関・団体と役割分担を図りながら、有効なネットワークを構築する必要があります。

相関図（大規模災害発生時の場合）



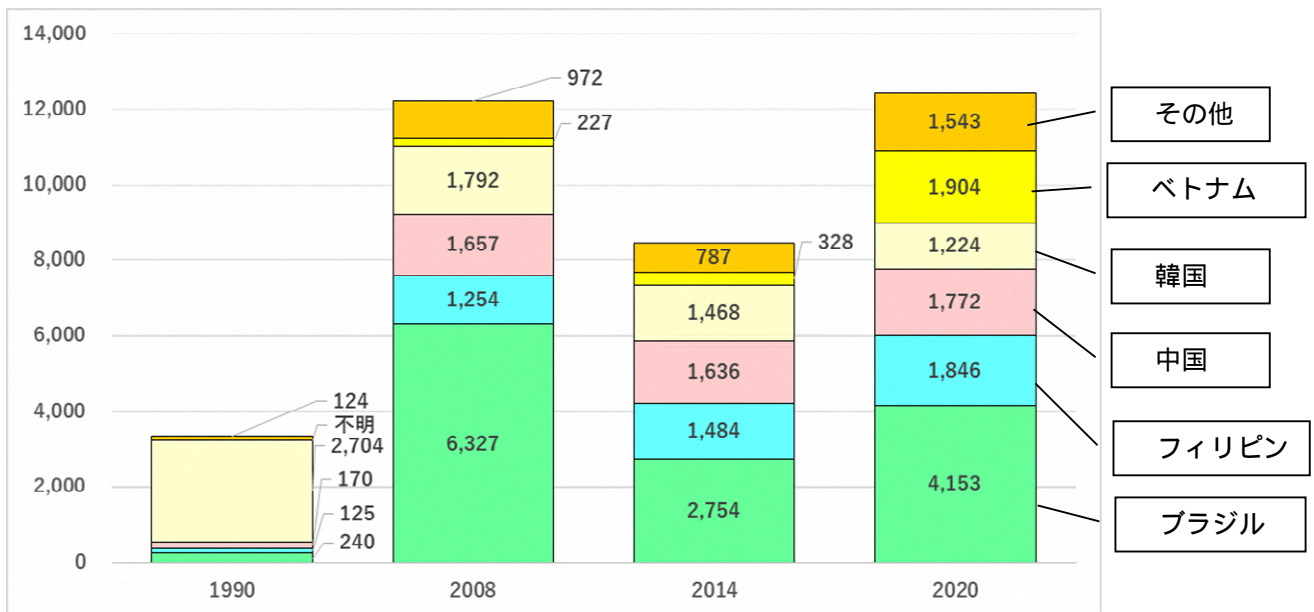
3 外国人市民の状況

(1) 外国人市民数の増加と減少

岡崎市の外国人市民数は、1990年の改正入管法施行以降、ブラジル人を中心に増加を続けてきましたが、2008年の世界的な経済危機の影響を受け減少に転じました。しかし、2015年を境に再びブラジル人が増加傾向に転じたことで、総数は2020年3月1日に過去最高の12,613人を記録しました。一方、中国人とフィリピン人は、2015年までブラジル人が減少する間にも増加を続け、現在でも増加傾向を続けています。さらに、近年ではベトナム人が著しく増加しています。

2020年4月1日現在の外国人市民数は、69カ国、12,442人で、人数の多い国順に、ブラジル（4,153人、33.4%）、ベトナム（1,904人、15.3%）、フィリピン（1,846人、14.8%）、中国（1,772人、14.2%）、韓国（1,224人、9.8%）、その他（1,543人、12.4%）となっており、上位5カ国で全体の約9割近くを占めています。

図表1：国籍別外国人市民数の推移



資料：岡崎市統計ポータルサイト(各年4月1日現在)

年表（カッコ内は外国人市民数）

1990年4月 入管法改正（3,363人）

2008年6月 史上最高（当時）を記録（12,348人）

9月 リーマン社経営破綻

2014年9月 リーマンショック後最小を記録（8,426人）

2020年3月 史上最高を記録（12,613人）

(2) 居住期間の二極化

外国人市民が岡崎市内に居住している期間の長さを、2012年1月1日時点における外国人市民の平均と、2020年1月1日時点での平均を比較すると、主要3か国（ブラジル、フィリピン、中国）では長期化している様子がわかります。

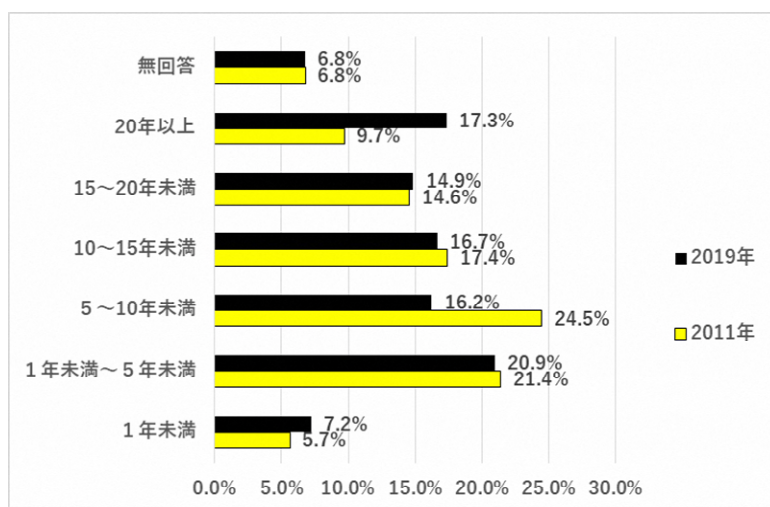
また、市外も含めて日本国内に居住している期間については、2019年に実施したアンケートにおいて、「日本で10年以上生活している」と回答した人が全体の48.9%を占め、前回調査時（2011年）の41.7%から上昇しています。特に「日本に20年以上生活している」と回答した割合は17.3%を占め、前回調査時の9.7%から倍増しています。

ブラジル・フィリピン・中国人の居住期間が長期化する一方で、居住期間が5年未満の外国人市民が増加しています。

アンケートにおいて、「日本で1年以上5年未満生活している」と回答した割合は20.9%を占めています。ベトナム人は在留資格が技能実習の割合が高く、平均市内在住期間は24ヶ月です。

これらのことから、居住期間の二極化が進んでいることがわかります。

図表2：居住期間比較



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019年）

図表3：主要4カ国の市内居住期間

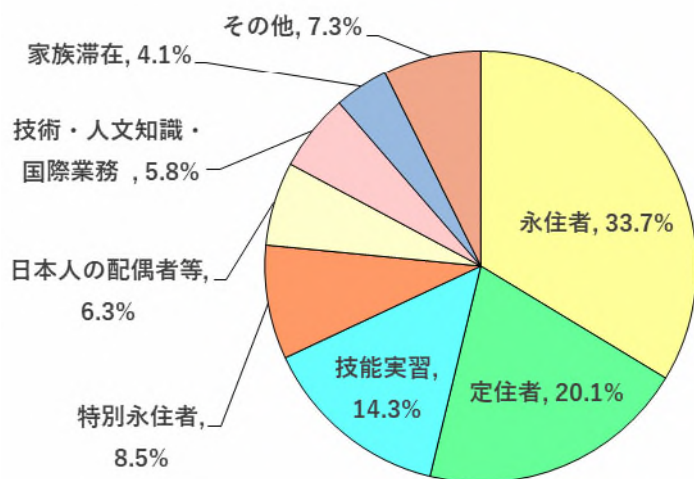
区分	2012年1月1日時点	2020年1月1日時点
ブラジル	83ヶ月	96ヶ月
フィリピン	72ヶ月	108ヶ月
中国	53ヶ月	83ヶ月
ベトナム		24ヶ月

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 永住者の増加

在留資格別にみると、永住者が最も多く、定住者、技能実習、特別永住者の順となっています。永住者の割合は、主要3カ国（ブラジル、フィリピン、中国）とも差はありませんが、2012年と比較すると、ブラジル人の割合は減少しているのに対して、中国人は永住者の割合が大幅に増加しています。また、ベトナム人は技能実習の割合が60.6%を占めますが、永住者は4.7%となっています。

図表4：在留資格内訳



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表5：主要4カ国の「永住者」割合

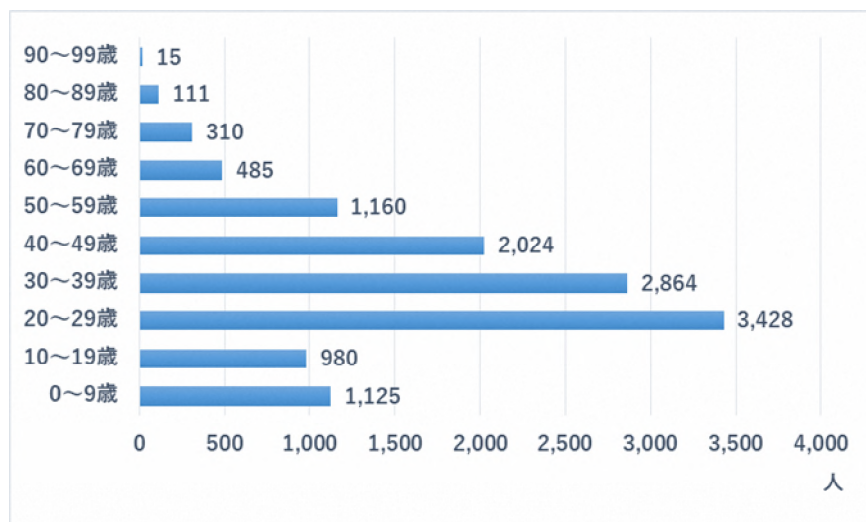
区分	2012 年	2020 年
ブラジル	59.1%	46.4%
フィリピン	40.3%	45.7%
中国	25.9%	46.0%
ベトナム		4.7%

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 外国人市民の年齢構成

外国人市民の年齢構成は、20代から40代に集中しており、全体の81%を占めていますが、前回調査時の87.5%から減少しています。一方で60歳以上の割合は17.6%で、前回の11.7%から増加しています。

図表6：年齢構成別外国人市民数



資料：住民基本台帳（2020年1月1日現在）

(5) 仕事と住環境

2019年に実施した岡崎市国際化推進基礎調査の結果によると、外国人市民の仕事は工場労働者が一番多く、ブラジル人は60.9%を占めています。雇用形態は契約社員や派遣社員などの非正規採用が53.6%（ブラジル人は74.6%）を占めており、経済的に不安定な人が多い状況です。また、住環境については、在留期間が長期化し家族と生活する世帯が増加する傾向を反映し、公営住宅の割合が減る一方、持ち家の割合が増加しています。

図表7：国籍別現在の仕事

		全 体	問9 現在、どんな仕事をしていますか												
			工場労働者 (自動車部 品工場など)	清掃作業員 (ビル清掃員 など)	建設作業員 (土木作業 員など)	事務職	飲食店経営 勤務	小売店経営 勤務	技術職(研 究員・製品開 発者など)	教員(教 授、教師、語 学講師など)	無職(主婦 や定年後)	学生	失業中	その他	無回答
全 体		444	42.1	1.4	3.2	4.5	3.4	1.4	7.4	2.3	11.3	3.4	3.4	14.9	1.6
問 3 国 籍	ブラジル	138	60.9	2.2	0.7	8.0	1.4	0.7	0.7	-	5.1	3.6	4.3	10.9	1.4
	中国	98	27.6	-	-	4.1	7.1	3.1	12.2	3.1	20.4	6.1	-	14.3	2.0
	フィリピン	80	46.3	2.5	3.8	1.3	2.5	2.5	1.3	2.5	12.5	-	8.8	15.0	1.3
	ベトナム	69	37.7	-	11.6	2.9	1.4	-	20.3	-	4.3	2.9	-	18.8	-
	ペルー	8	37.5	-	-	-	-	-	-	-	12.5	-	25.0	25.0	-
	ネパール	3	-	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	米国	3	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	66.7	-
	タイ	11	9.1	-	9.1	-	-	-	18.2	-	45.5	-	-	18.2	-
	インドネシア	14	50.0	7.1	-	-	7.1	-	7.1	-	-	-	-	28.6	-
	その他	20	11.1	-	5.6	5.6	-	-	11.1	22.2	22.2	11.1	-	11.1	-

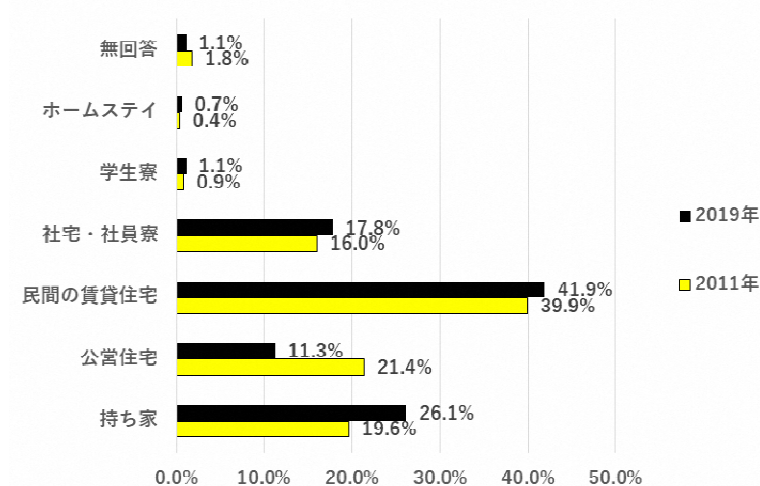
資料：岡崎市国際化推進基礎調査(2019年)

図表 8：国籍別採用形態

	全 体	問10 現在の仕事の採用の形態は次のうちどれですか					
		自営業・会社 役員	正規社員	短期契約に 基づく採用 (契約社 員、アルバイト、 パートなど)	派遣社員 (人材派遣 会社に採 用)	その他	無回答
全 体	444	2.5	25.2	26.1	27.5	7.0	11.7
問 3 国 籍	ブラジル	138	2.2	15.9	18.8	55.8	4.3
	中国	98	3.1	31.6	28.6	9.2	18.4
	フィリピン	80	-	20.0	36.3	26.3	7.5
	ベトナム	69	-	42.0	23.2	11.6	8.7
	ペルー	8	-	25.0	37.5	12.5	-
	ネパール	3	33.3	33.3	-	-	33.3
	米国	3	33.3	-	33.3	-	33.3
	タイ	11	9.1	27.3	18.2	-	18.2
	インドネシア	14	7.1	14.3	42.9	28.6	7.1
	その他	20	5.6	33.3	27.8	11.1	5.6

資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年）

図表 9：外国人市民の住居の種類



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年）

（ 6 ） 国の外国人受入施策

日本国内では少子化の進行に伴う労働力不足やグローバル化の進展により、優秀な外国人の確保が求められています。そのような状況にあって、国は技能実習制度の見直しによる実習期間の延長や対象職種の拡大、高度専門職の創設など、在留資格の要件緩和によって、外国人受入れの門戸拡大を図りました。

2019 年 4 月 1 日施行の改正入管法では、一定の技能と日本語能力を有する外国人に対する在留資格として、建設、介護、宿泊、外食など人手不足が深刻な特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を要する業務に従事する「特定技能 1 号」と、より熟練した技能を要する業務に従事する「特定技能 2 号」を創設しました。このうち、特定技能 2 号の外国人は、在留期間の更新に上限がなく、さらに家族帯同を認められており、国として労働力不足を念頭に置き、外国人労働者を生活者として迎え入れる方向に踏み出したと言えます。

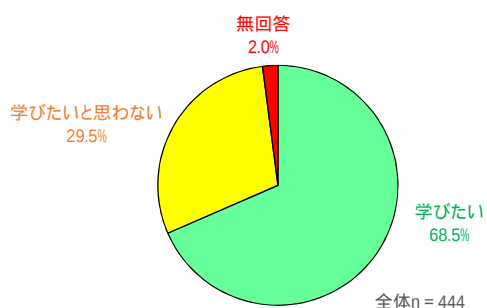
4 岡崎市国際化推進基礎調査から見える課題

基本計画に関する岡崎市国際化推進基礎調査から次のような課題が浮き彫りになりました。

日本語について

岡崎市国際化推進基礎調査では 70% 近くの外国人市民が日本語を学びたいと回答しており、学習意欲の高さがうかがえます。また、外国人市民が日本語能力を高めることにより、地域間の交流もできコミュニケーション能力も深まることから、外国人市民に対する日本語学習の機会の創出に努める必要があります。

図表 10：日本語の学習について

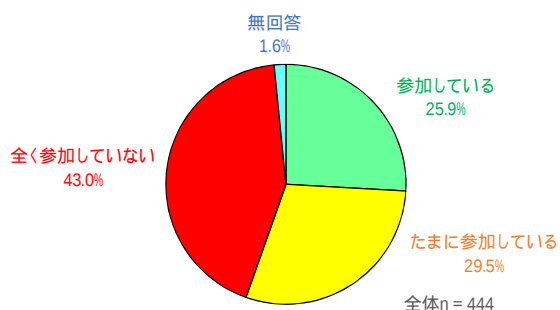


資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年）

日常生活について

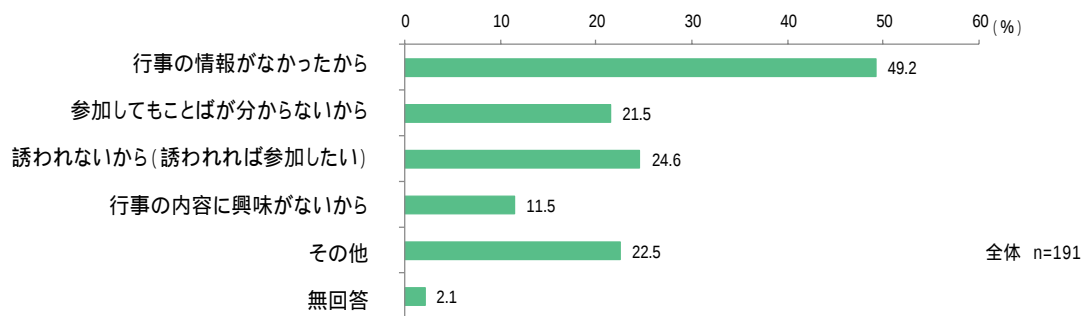
地域の行事への参加については「全く参加していない」と回答した人が 43.0% となっており、地域活動に「全く参加していない」と回答した方のうち、「行事の情報がなかったから」と「誘われないから（誘われれば参加したい）」を合わせると 73.8% を占めることから、外国人市民に伝わる形での広報活動を促進する必要があります。

図表 11：地域の行事への参加について



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年）

図表 12：地域の行事に参加しない理由

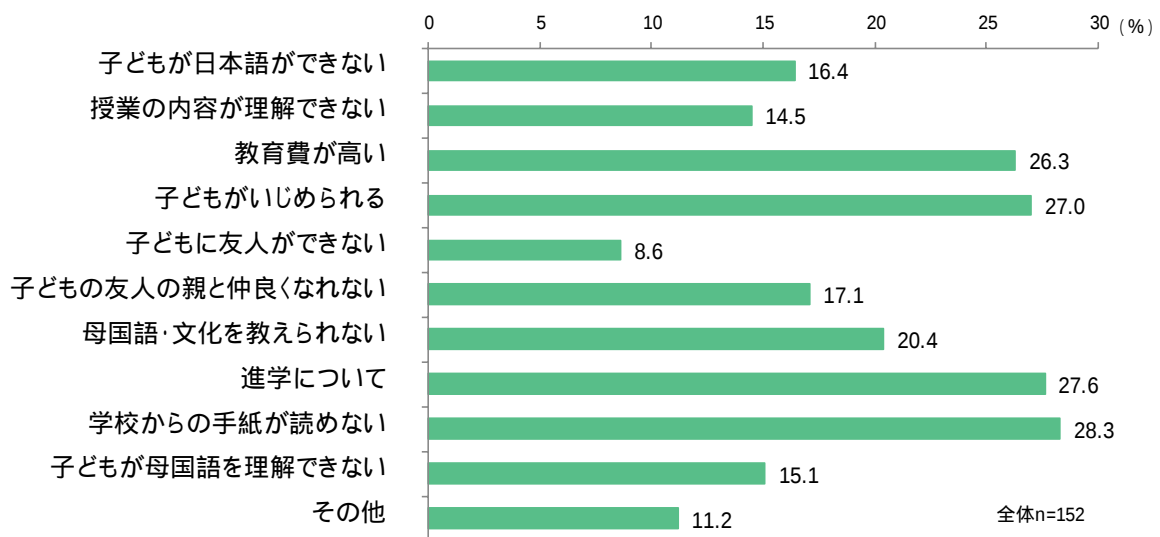


資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年：複数回答）

教育・子育て・家族について

子どもの教育に関する心配については、「学校からの手紙が読めない」が 28.3%と最も多く、次いで「進学について」「子どもがいじめられる」「教育費が高い」など、その内容は多岐にわたっていることから、保護者の不安や心配の解消に向けたさまざまな取り組みが必要になります。

図表 13：教育に関する心配

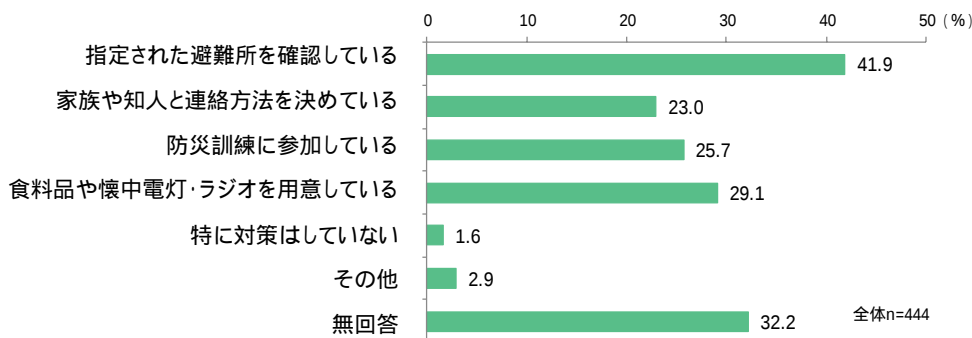


資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019 年：複数回答）

防災について

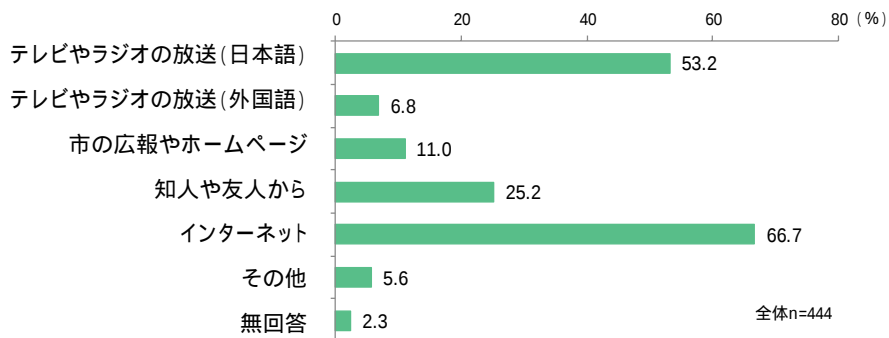
災害に対する対策については、「指定された避難所を確認している」が41.9%と最も多く、次いで「食料品や懐中電灯・ラジオを用意している」が29.1%となっており、多くの人非常用品の準備や避難場所の確認を行い、いつでも自宅から避難できるよう備えていることがうかがえます。また、災害発生情報の入手先は、「インターネット」が66.7%と最も多く、次いで「テレビやラジオの放送(日本語)」が53.2%となっており、災害時には媒体手段を考慮し、わかりやすい情報発信に努める必要があります。

図表 14：災害への備え



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019年：複数回答）

図表 15：災害情報の入手先



資料：岡崎市国際化推進基礎調査（2019年：複数回答）

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

多文化共生の地域づくりは、短期間で形成できるものではなく、目指し続けるべき目標であると考え、本計画においても前計画と同様に以下の基本理念を定めます。

基本理念

『互いの文化を認め合い、
誰もが地域の一員として、ともに支えあう共生のまち 岡崎』

2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標 多文化共生の地域づくり

基本目標 自立に向けた支援

基本目標 生活にかかわる支援

基本目標 推進体制の整備

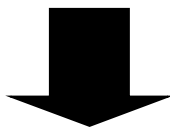
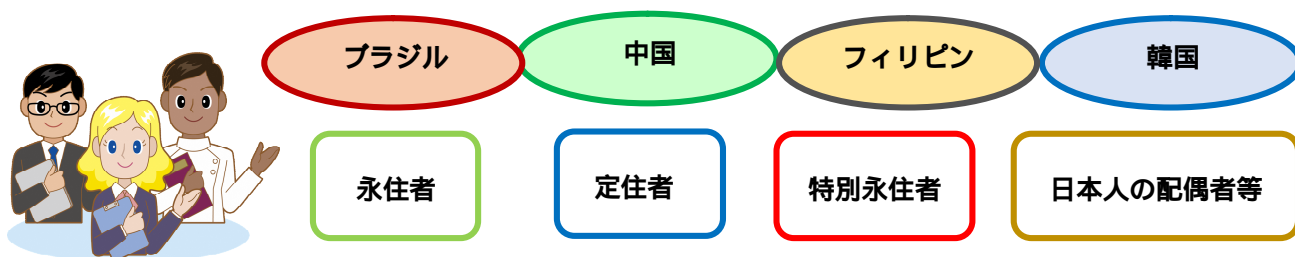
3 新たな視点

本計画を策定するにあたり、本市の近年の傾向から、2つの点に着目しました。1つ目は、従来以上に多様な在留資格や国籍に配慮する必要性が生じてきているということ、2つ目は、定住化の傾向が進む外国人市民は、今後ますます多様化するライフステージを念頭にした対応が求められてくるということです。このことから、本計画においては新たに下記の2点にも考慮してまいります。

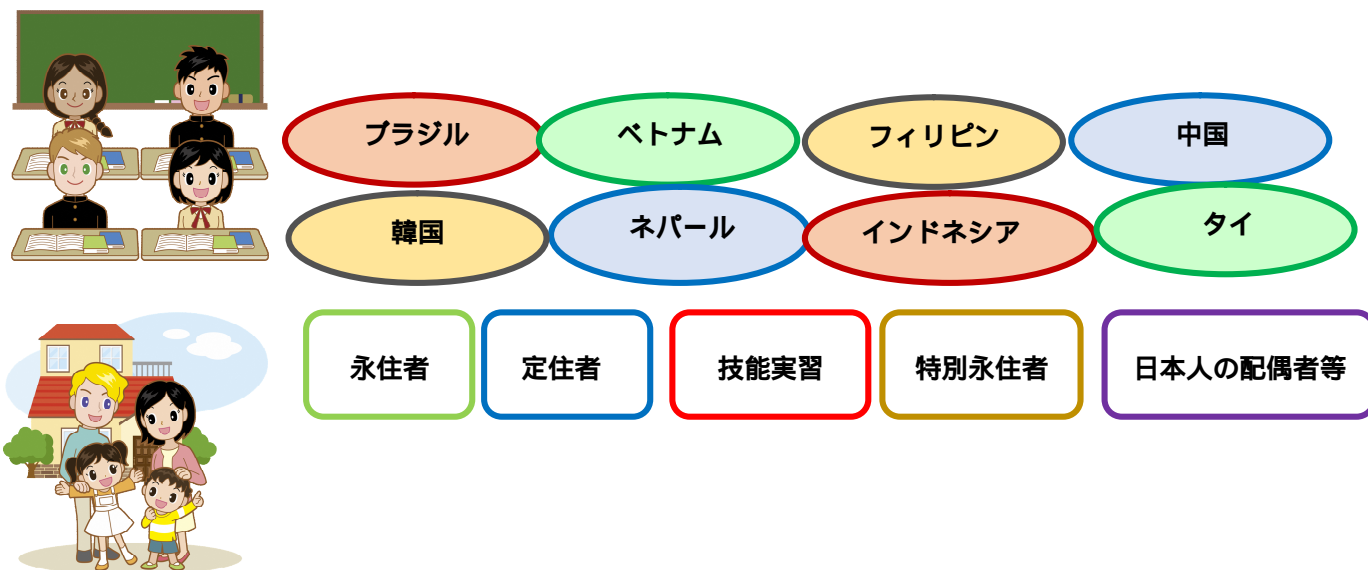
新たな視点 さらなる多様性への対応

外国人市民の在留資格や国籍がますます多様化しています。これらの多様性に配慮した対応が求められてきています。

2013年（前回の計画策定時）



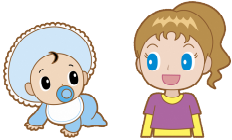
2020年（今回の計画策定時）



○ は国籍、□ は在留資格等です。

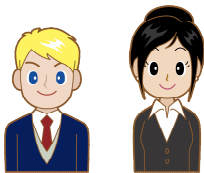
新たな視点 ライフステージを意識した対応

永住化が継続する中、滞日年数が長くなり、今後も日本で生活し続けようとする外国人が増える中で彼らの人生に寄り添い、ライフステージを意識した切れ目ない対応が求められます。



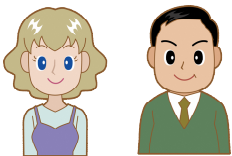
乳幼児期～子ども期（概ね 14 歳まで）

- 子育て相談の充実、プレスクール、プレクラスの充実 など



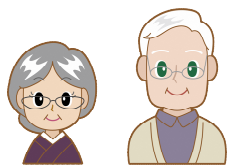
青年期（概ね 15 歳～20 代前半まで）

- 学齢超過への対応、就職につながる支援 など



成人期（概ね 20 代後半～64 歳まで）

- 外国人相談の対応強化、外国人市民に対する自治会の周知 など

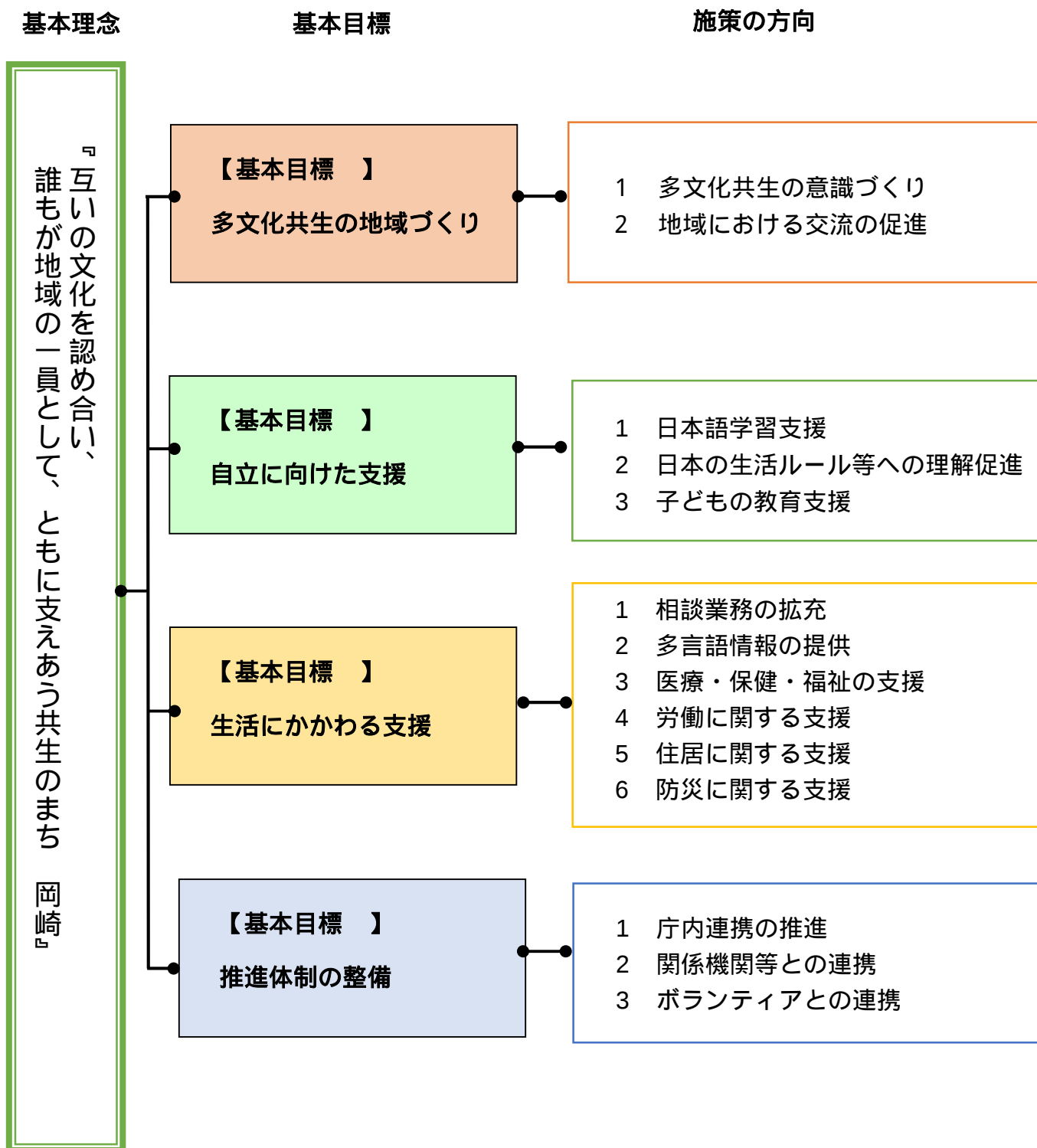


老年期（概ね 65 歳以上）

- 高齢者福祉サービスの周知、介護に対する周知 など

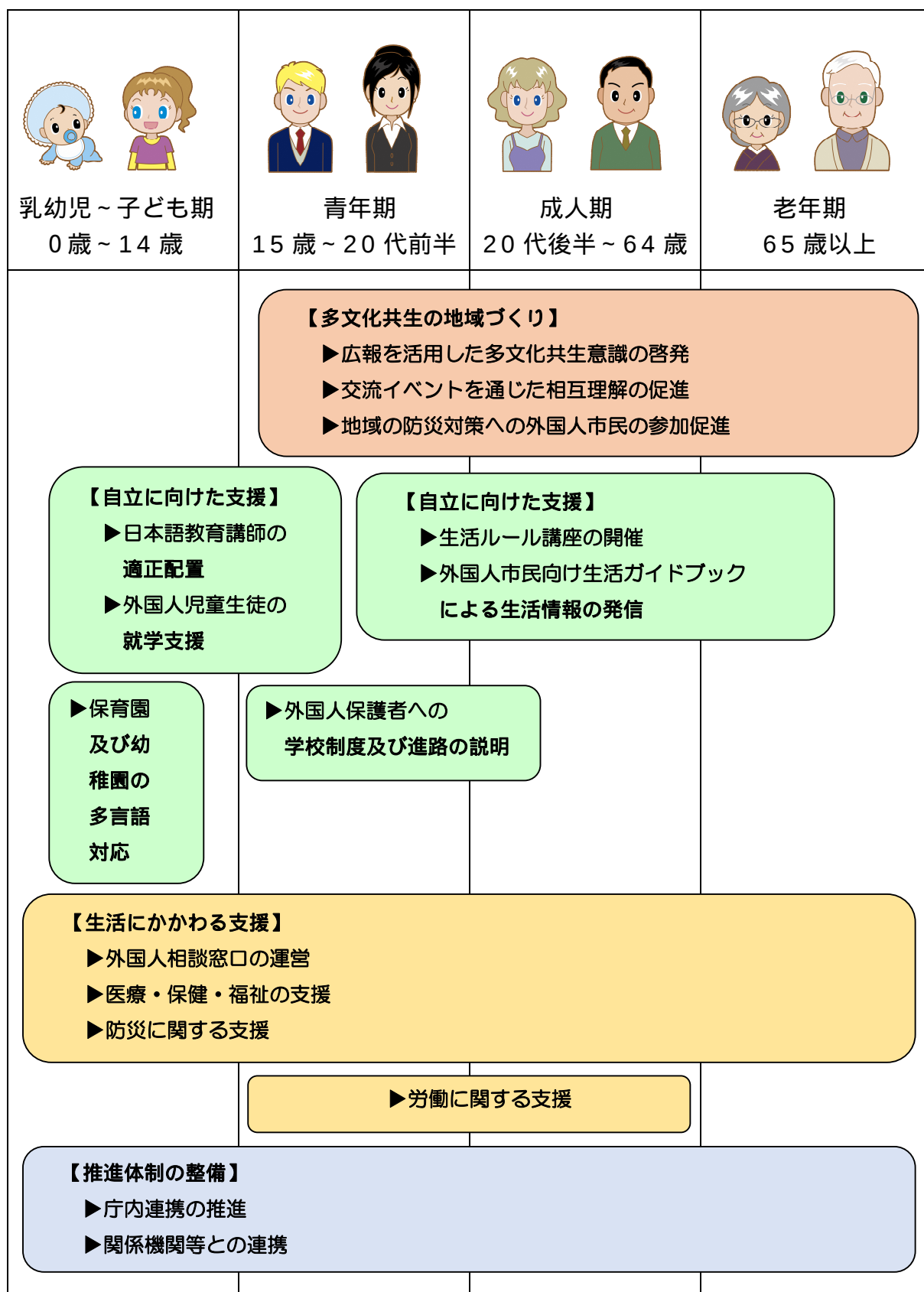
4 施策の体系

多文化共生推進基本計画は、理念・目標・施策を次のとおり構成します。



ライフステージと施策の関係

個別の施策は、ライフステージごとの必要性に応じて展開していきます。



日本語教育講師：日本語教育や生活適応相談、必要に応じて通訳や翻訳などを行う講師のこと

第4章 具体的な施策

1 基本目標 多文化共生の地域づくり

地域における多文化共生を推進するためには、地域住民の意識が重要となります。しかし、2019年に実施した岡崎市国際化推進基礎調査の結果によると、治安の悪化などを理由に外国人市民が増えることを望ましくないと感じている人は前回2011年の調査時よりも減少していますが、依然として3割程度います。また、近所に外国人市民が生活していることは知っているが交流はないという人が少なくない反面、5割以上の外国人市民が地域行事に参加していると回答しています。

一方で、外国人市民と交流し、外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増えるなどの理由で、外国人市民の増加を望ましいと感じている人の割合は58.0%と、「望ましくない」割合よりも多く、前回の48.0%よりも増加しています。

基本目標の指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
外国人市民が増えることに対して望ましいと感じる割合	58.0%	65.0%
国際理解講座の実施回数	36回	40回

上段の現状値は2019年実施の岡崎市国際化推進基礎調査結果による(基礎調査 日本人への質問 問8)。

下段は個別事業の3番に該当。

施策の方向

多文化共生の意識づくり

理解不足などが原因で発生してしまう差別や偏見をなくすため、各種講座や外国との都市交流などを通して、異文化への理解を促進し、外国人市民を身近なパートナーと感じてもらうための施策に取り組みます。また、施策に関する情報提供の充実を図り、意識づくりを高めてまいります。

(注)表中の表示は以下のとおりです

■推進主体■

OIA = 岡崎市国際交流協会、ボラ = ボランティア、外国 = 外国人市民

■継続・拡充・新規■

拡充 = 前計画と比較して内容の拡充を図った事業(具体的拡充内容に下線を付す)

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	〇 I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外 国		
1	広報を活用した多文化共生意識の啓発	市広報紙やコミュニティFMなど様々な広報ツールを活用して多文化共生推進の取り組みや外国人市民の生活や活動を紹介し、外国人市民と日本人市民の相互理解と多文化共生の意識向上を図ります。					○		○	広報課 多様性社会 推進課	拡充
2	地域の多文化共生意識の啓発	地域における多文化共生への理解を促進するため、町内会等自治会に対して外国人市民の現状と市の多文化共生への取り組みに関する情報提供を行います。						○		市民協働推進課 多様性社会 推進課	継続
3	国際理解講座の開催	外国の文化を理解するための各種講座（各国の料理教室や外国語講座等）を開催し、外国人市民の文化や考え方に対する理解を促進します。					○		○	多様性社会 推進課	継続
4	子どもへの国際理解教育の実施	小中学校の授業において多文化共生への意識向上を図るための取り組みを行い、また、ボランティア団体による小中学校での国際理解のための取り組みを支援します。		○	○		○			多様性社会 推進課 学校指導課	継続
5	交流イベントを通じた相互理解の促進	外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催または支援し、お互いの文化への理解を促進します。							○	多様性社会 推進課	継続

地域における交流の促進

外国人市民が地域活動へ参加しやすい環境を整え、地域住民との交流を促進するための施策に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	〇 I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外 国		
6	コミュニティ通訳員の配置	外国人市民が集住している地域において、町総代等の日本人市民と外国人市民との間で通訳・翻訳を担う外国人市民の「コミュニティ通訳員」を設置し、地域の円滑なコミュニケーションを促進します。また、集住が見られなくとも使用者の多い言語もあるため、地域を特定せず活動できる「広域コミュニティ通訳員」の拡充を図ります。						○		多様性社会 推進課	拡充
7	町内会等自治会の規約や回覧の多言語化	町内会等自治会が作成する規約や回覧、行事ちらしなどの文書を翻訳し、地域活動への外国人市民の参加を促進します。						○		多様性社会 推進課	継続
8	地域の防災対策への外国人市民の参加促進	防災訓練など地域の防災対策に対して外国人市民の積極的な参加を促進することで、防災活動を通じた交流を促進し、防災ネットワークづくりを推進します。					○	○	○	防災課 多様性社会 推進課	継続

2 基本目標 自立に向けた支援

外国人市民の中には、長期にわたり日本で生活しているにもかかわらず、日本語能力が十分でなかったり、生活するために知っておくべき日本の諸制度への理解も不十分なかたが依然多くいらっしゃいます。一方で、多くの日本人市民が外国人市民に対して「生活に関するルールを守って欲しい」、「日本の文化や習慣を理解して欲しい」と期待しています。

定住化により、多くの外国人市民がこれからも日本で生活を送っていくことが予想されます。彼らが地域において安定した生活を将来にわたって送るためには、日本で生活を送るための力を高める必要があります。

外国人市民が能力を高める一方で、彼らの自立を支援する体制が構築されることは、高度な人材を一人でも多く輩出する土壌形成につながり、ひいては本市の活性化につながると言えます。

とりわけ、外国人市民の子どもに対する支援は、彼らが本市の将来の活力の源となりうる可能性があることを考慮すると、重要であると言えます。

基本目標の指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
日本語が理解できる外国人市民の割合	62.9%	70.0%
プレスクール・プレクラスの教室数	2教室	3教室

上段の現状値は2019年実施の岡崎市国際化推進基礎調査結果による(基礎調査 外国人への質問 問13)。

・「テレビのニュースがわかる」および「ゆっくり話してくれば分かる」の合計

下段は個別事業の21番に該当。

・現状値はプレスクール(1教室:りぶらで開催)およびプレクラス(1教室:小学4年生以上の児童・生徒向けに南中学校で開催)の合計。

施策の方向

日本語学習支援

日本語教室を開催している団体等と連携して、日本語学習への様々なニーズをとらえた学習機会を提供するための施策に取り組みます。また、日本語指導の担い手の強化を図ります。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
9	日本語教室の開催	日本語教室の開催を通じて、外国人市民に対して日本語学習の機会を提供します。					○			多様性社会 推進課	継続

No	事業名	事業内容	推進主体						担当課	継続 拡充 新規	
			市	O I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域			外国
10	日本語教室に取り組む団体の支援	日本語教室を開催している団体の活動を支援するとともに、担い手の養成またはステップアップを図る講座等を開催します。		○						多様性社会 推進課	拡充

日本の生活ルール等への理解促進

日本で生活するうえで知っておくべき制度や生活ルール、日本の文化・習慣への理解を高めるための施策に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外 国		
11	生活ルール講座の開催	防災や交通ルール、ごみの分別など日本で生活するためのルールを学ぶ講座を関係機関と連携して開催します。				○	○	○	○	多様性社会 推進課	継続
12	多言語動画の配信	防災やごみの分別など日本で生活するためのルールを学ぶ多言語による動画を、動画配信サイトを利用して配信します。また窓口でDVDとして貸し出します。								広報課 多様性社会 推進課	継続
13	日本文化を学ぶ講座の開催	外国人市民が日本文化を学び、日本人市民との相互理解をより深めるための講座を開催します。		○			○			多様性社会 推進課	継続
14	外国人市民向け生活ガイドブックによる生活情報の発信	「おかざき市民便利帳」を多言語に翻訳した多言語の「生活ガイドブック」をホームページに掲載するなどして、生活情報の提供を行います。また適切に内容の更新を行います。	○						○	多様性社会 推進課	継続
15	住民登録時「外国人市民役立ちセット」配布	ごみ分別など外国人市民の生活に役立つ多言語情報を掲載したちらし、冊子などをセットにして住民登録の際に配布します。								市民課 多様性社会 推進課 各支所	継続
16	町内会等自治会組織の周知	転入時や市営住宅申込時などを利用して、外国人市民へ町内会等自治会組織や活動の周知を図ります。						○		多様性社会 推進課 住宅計画課	継続

子どもの教育支援

次世代を育む支援を進めるとともに、国際人権規約の精神を尊重し、多様な学びのかたちや出身ルーツ等も考慮して、外国人の子どもの教育を受ける権利が保障されるように努めます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	〇 I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
17	日本語教育講師の適正配置	外国人児童生徒の母語（ポルトガル語/中国語/フィリピン語）と日本語の両方に堪能な日本語教育講師を適切に配置し、日本語教育の補助や生活適応相談、通知文書の翻訳等を行います。			○					学校指導課	継続
18	日本語教育担当教員の配置	日本語指導を必要とする外国人児童生徒の受入体制の整備や日本語教育の充実を図るため、県へ実態を伝え、日本語教育担当教員を在籍する児童生徒数に対して必要な小中学校へ配置します。	○							学校指導課	継続
19	教員対象の日本語指導及び適応指導に関する研修の実施	外国人児童生徒を担当する教員等を対象とした、日本語指導や適応指導等に関する研修を実施します。								学校指導課	継続
20	外国人保護者への学校制度及び進路の説明	外国人の保護者に日本の学校制度を理解してもらうために、必要に応じて日本語教育講師が通訳として同行して学齢前の外国人児童の家庭を訪問します。中学校卒業後の進路指導においても、日本語教育講師を介して面談を行い、また、進路に関する多言語の資料を提供することで中学校卒業後の進路に対する保護者の理解を促進するよう努めます。また、外国人児童生徒のための教育相談会を行います。			○		○		○	多様性社会 推進課 学校指導課	継続
21	外国人児童生徒の就学支援	学齢期を迎える子どもを持つ外国人市民に対して、小学校入学に向けた教育相談やプレスクール開催等就学支援を行うとともに、入学後も日本語初期指導が必要な児童生徒には <u>プレクラスを実施</u> します。また、就学していない外国人の子どもの状況について、民生・児童委員等と協力して情報共有と改善に努めます。			○			○		多様性社会 推進課 地域福祉課 学校指導課	拡充
22	保育園及び幼稚園での外国人園児多言語対応	日本語能力が十分でない外国人園児のために彼らの母語と日本語に堪能な語学相談員を適正に配置します。また、導入した翻訳機の活用を図ります。								保育課	継続
23	施設の利便性向上	家庭や学校以外にも、外国人のこどもが気軽に過ごすことができるように、使用施設内の多言語化や、利用しやすい環境の充実を図ります。								多様性社会 推進課 こども育成課 保育課	新規

3 基本目標 生活にかかわる支援

現状では、まだ多くの外国人市民が市役所や病院などで言葉の問題による困難を感じています。そして、定住化が進むことは、高齢化や介護など、より多くの場面で様々な問題に直面することを意味します。

本市は、窓口が多言語の通訳を配置し、外国人相談窓口を設けるなど、多言語対応を行っており、今後もその体制を継続してまいります。

多文化共生推進のためには、何よりも、外国人市民も安心して生活できていることが必要です。そのためには、行政や医療など基本的なサービスを日本語能力が十分でない人でも平等に受けられる環境が必要です。

近年では自然災害が多発していることに加え、新型コロナウイルスなどのような新たな脅威も発生していることから、支援の重要性は益々高まっています。

基本目標の指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
岡崎市を住みやすいと思う外国人市民(居住期間5年以上)の割合		90.0%
災害時外国人支援ボランティアを育成する講座の開催数	3回	4回

上段は2019年実施の岡崎市国際化推進基礎調査の質問には含まれていない。

下段は個別事業の45番に該当。現状値は「災害時通訳ボランティア養成講座」および「災害時通訳ボランティア育成講座」の合計。

施策の方向

相談業務の拡充

市役所等での外国人相談の体制強化に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
24	外国人相談窓口の運営	外国語相談窓口に外国語・日本語双方に堪能な専門スタッフを配置し、外国人市民からの各種生活相談に対応できる体制を構築するとともに、研修参加などによりスタッフの資質向上を図ります。また、 <u>通訳・翻訳アプリの活用により対応力の強化を図ります。</u>								多様性社会推進課	拡充
25	専門的相談窓口との連携	国際結婚や離婚、在留資格などが関係する外国人市民の法律的な知識を必要とする相談については、市民相談窓口などの専門的相談窓口と連携し対応します。		○						多様性社会推進課	継続

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
26	地域における外国人市民の相談支援の促進	地域の人材による外国人市民の相談支援を促進するために、地域に密着して活動している町内会役員や民生委員・児童委員の多文化共生への理解を深めるため情報共有を進めます。						○		多様性社会 推進課 地域福祉課	継続

多言語情報の提供

行政文書やホームページの多言語化など、日本語能力が十分でない人に対して生活に必要な情報を提供するための施策に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
27	行政文書の多言語化	外国人市民に対する生活情報や行政情報を多言語により提供するため、各部署から依頼を受けて翻訳を行います。								多様性社会 推進課	継続
28	ホームページ及びFM放送による多言語情報の提供	市及び岡崎市国際交流協会ホームページによる多言語による情報提供を充実させます。また、コミュニティFMを活用して外国人市民に対し、多言語で生活情報を提供します。		○		○			○	広報課 多様性社会 推進課	継続
29	やさしい日本語の普及	やさしい日本語の活用を促すため、市職員に対してやさしい日本語講座を開催するなど、普及を図ります。また、 <u>各種講座を活用し、やさしい日本語に対する市民の理解促進を図ります。</u>								多様性社会 推進課	拡充
30	通訳・翻訳ボランティアによる情報提供	生活に関わる情報を多言語情報誌により提供するボランティア団体の活動を支援します。	○							多様性社会 推進課	継続
31	図書等の収集と利便性向上	外国人が生活する上で必要な知識や教養を豊かにする外国語図書等を充実します。								中央図書館	新規

医療・保健・福祉の支援

外国人市民が医療・保健・福祉の基本的なサービスを受けられるために、病院や各種制度の受付窓口において通訳が利用できる環境の整備を進め、また、多言語による制度の周知や、感染症等疾病に関する情報提供などの施策に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	〇 I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
32	あいち医療通訳システムの活用と普及促進	外国人市民が安心して医療機関などを受診できるよう、医療通訳者の派遣や電話通訳を利用できる「あいち医療通訳システム」の周知を愛知県と協力して行い、普及を図ります。また市においても市民病院・保健所などで活用を推進します。			○	○				多様性社会推進課 保健予防課 健康増進課 市民病院地域医療連携室	継続
33	市民病院への通訳の配置	医療や福祉の相談に訪れる外国人のうちポルトガル語を母国語とする相談者の割合が多いため、ポルトガル語通訳を配置し、適切な治療や福祉制度が利用できるよう支援します。								市民病院地域医療連携室	継続
34	医療・保健・福祉の各種制度の多言語による情報配信及び相談受付	以下の制度について多言語による情報配信及び相談受付を推進します。 ・医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度） 国民年金 ・医療制度、高齢者福祉、障がい者福祉制度、介護保険制度 ・子ども、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の医療費助成制度 ・がん等検診、特定健康診査非対象者等の健康診査及び住民の健康相談 ・母子健康手帳の交付、妊産婦・乳児健康診査、乳幼児健康診査及び健康相談 ・精神保健福祉相談、難病療養相談 ・子育て短期支援、家庭児童相談、就業支援、児童虐待、DV相談、女性相談 ・子育て支援施策、児童手当、児童扶養手当			○	○	○		○	ふくし相談課 障がい福祉課 長寿課 介護保険課 国保年金課 医療助成室 健康増進課 こども育成課 子育て支援室 家庭児童課	継続
35	感染症等疾病に関する情報の提供	予防接種法に基づく子どもの予防接種に関する情報や、感染症予防対策に関する情報を外国人市民へ多言語で提供します。					○		○	保健予防課	拡充

労働に関する支援

外国人市民の就労を支援するために、就労相談窓口の設置などの施策に取り組むとともに、外国人労働者の適切な雇用管理の推進を支援します。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	〇 I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
36	外国人労働者の適切な雇用管理推進	外国人労働者の適切な雇用管理を推進するために、岡崎地区外国人雇用管理推進協議会と連携します。	○		○					多様性社会推進課 商工労政課	継続
37	就業のための環境整備	厚生労働省の「外国人就労・定着支援研修事業」として行われる「仕事で使える実践日本語」に協力します。岡崎地区外国人雇用管理推進協議会を通して外国人雇用主との連携を図ります。	○			○				多様性社会推進課 商工労政課	継続

住居に関する支援

住情報提供や通訳の配置による相談体制の整備など、外国人市民が円滑に住居を確保するための施策に取り組みます。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
38	市営住宅への入居支援	市営住宅への入居を希望する外国人市民に多言語で対応できる職員が相談を受け、入居条件などの情報提供を行うとともに、入居時の面接において生活ルールや町内会等自治会組織の説明を行います。								住宅計画課	継続
39	県営住宅への入居案内	県営住宅への入居を希望する外国人市民に、多言語で対応できる職員が県営住宅パンフレットの提供及び県営住宅窓口の紹介等の情報提供を行います。	○							住宅計画課	継続
40	民間賃貸住宅への入居等に関する相談	民間賃貸住宅への入居を希望する外国人市民の相談に応じ、公民が連携した居住支援協議会により、必要な支援と大家等をつなげることでにより住宅を確保していきます。			○					住宅計画課	新規

防災に関する支援

外国人市民の防災意識を高め、災害発生時における多言語情報の提供体制を充実させるために、多言語防災マップの作成や災害時通訳ボランティアの育成などの施策を行い、災害多言語支援について検討します。また、コミュニティ通訳員が地域の防災訓練に参加するなど、日頃から地域内で顔の見える関係づくりにより防災ネットワークの推進を図ります。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
41	迅速な災害情報の配信	多言語による災害情報の配信に努めるとともに、より効果的に情報発信できる方法を検討します。								防災課 多様性社会 推進課	継続
42	多言語防災チェックガイドの普及	市が作成した多言語防災チェックガイドを外国人市民が集まる会議、イベントや転入時に配布し、防災に関する備えや災害時の行動について啓発します。								多様性社会 推進課	継続
43	町防災マップの多言語化の支援	町内会が作成する町防災マップの多言語化を支援します。						○	○	防災課 多様性社会 推進課	継続
44	外国人市民の防災訓練参加促進	外国人市民の岡崎市地域総合防災訓練など地域の防災訓練への参加を呼び掛けます。また、外国人市民が多く居住する学区では地域のコミュニティ通訳員を中心に「外国人通訳者派遣訓練」を実施し、外国人市民と日本人市民のコミュニケーションを円滑にする訓練などを行い、災害に備えます。						○	○	防災課 多様性社会 推進課	継続

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
45	災害時外国人支援ボランティアの育成	災害時に日本語能力が十分でない外国人市民を支援する通訳ボランティアを育成します。					○			多様性社会推進課	継続
46	災害時の外国人市民の所在確認	外国人市民の所在が確認できるように、平時から、外国人市民の把握に努めます。また、災害発生時に住民同士で安否確認ができるように、地域住民との交流を促進するとともに、普段から地域で助け合える関係を築くことの重要性を外国人市民に啓発します。				○	○	○	○	防災課 市民課 多様性社会推進課	継続
47	外国人市民を対象とした防災講座の実施	ボランティア団体が行う日本語教室と連携するなどして外国人市民を対象とした防災講座を開催します。					○		○	防災課 多様性社会推進課	継続
48	火災、緊急における多言語対応	情報収集シート（指差しシート）及びスマートフォンの救急隊用多言語音声翻訳アプリの活用により、日本語能力が十分でない外国人市民との意思疎通の改善を図ります。また、外国人からの119番通報について、民間の通訳サービスを利用した指令台の三者通話機能により、通報者、外国人通訳員及び指令員との三者通話を24時間365日実施します。119番通報時だけではなく、現場活動時にも内容等を素早く聴取し、円滑な災害対応を図ります。								消防本部総務課	継続
49	災害多言語支援センターの設置	大地震などの災害が発生した場合に多言語で災害に係る情報を提供するため、災害時外国人支援ボランティアに支援を依頼し災害多言語支援センターを立ち上げ、県や地域と連携して、外国人市民に対する情報提供を行います。			○	○	○	○	○	防災課 多様性社会推進課	継続

4 基本目標 推進体制の整備

本計画に基づき、様々な分野が関係する施策を実施するためには、庁内の関係課が同じ目的意識を持って施策に取り組むことが大切です。そして、多文化共生は市の取り組みだけで目的が達成されるものではないため、国・県などの関係機関や、外国人雇用企業など、市役所外の組織がそれぞれの目的や意義を認識し、市と良好な信頼関係に基づく連携を進めてまいります。

基本目標の指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
協働関係にある外国人キーパーソンの人数	33人	38人

個別事業の56番に該当。

現状値は「コミュニティ通訳員」「広域コミュニティ通訳員」「外国人児童支援等ボランティア」および「災害時通訳ボランティア」の延べ人数。

施策の方向

庁内連携の推進

庁内の関係課が情報を共有し、連携して施策に取り組むための仕組みとして、多様性社会推進課および関係課により構成された連絡会議を設置し、各課の役割を明確にした実施計画を作成し、進捗状況を定期的に確認し、施策の取り組み状況の把握や課題等を共有します。

No	事業名	事業内容	推進主体							担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域	外国		
50	多文化共生推進 庁内検討会議の 開催	庁内の関係課により構成された検討会議を設置し、各課の役割を明確にした本実施計画に基づき、進捗状況を共有します。								多様性社会 推進課	継続
51	国際化推進委員 会の開催	学識経験者、市民代表などで構成される国際化推進委員会の会議を通して、外部有識者の意見を本市の多文化共生推進に生かします。							○	多様性社会 推進課	継続

関係機関等との連携

市役所外部の関係機関や市民活動団体と協力体制を築きます。また、岡崎市国際交流協会の機能強化を図ります。

No	事業名	事業内容	推進主体						担当課	継続 拡充 新規	
			市	O I A	国・ 県	企 業	ボ ラ	地 域			外国
52	県・県国際交流協会・県警との連携	県、県国際交流協会との連携を推進します。また、安全安心な地域づくりのため県警察との協力を推進します。			○					多様性社会 推進課	継続
53	外国人雇用企業とのネットワークづくり	岡崎地区外国人雇用管理推進協議会等を通して、外国人雇用主との連携を図ります。				○				多様性社会 推進課 商工労務課	継続
54	市内各組織とのネットワークづくり	外国人市民が多く居住・在籍する地域、企業、大学、その他団体などと情報交換します。また、岡崎市国際交流協会との連携を推進します。		○		○	○	○	○	多様性社会 推進課	継続
55	外国人市民の意識・実態の把握	外国人集住地域の町総代等、コミュニティ通訳員、外国人キーパーソン等から外国人市民の意識・実態について聞き取りを行い、状況や課題の継続的な把握に努めます。					○	○	○	多様性社会 推進課	継続
56	外国人キーパーソンの発掘	多文化共生に前向きで、同じ国の出身者で形成するコミュニティや居住地域で中心的役割を担い活躍している外国人市民を積極的に発掘します。						○	○	多様性社会 推進課	継続
57	岡崎市国際交流協会の機能強化	市国際交流協会の機能強化を図り、市と補完関係を築きながら国際化を推進できるよう、情報収集やアドバイスをを行います。								多様性社会 推進課	新規
58	外国都市との交流体制の強化	姉妹・友好都市等と円滑な交流ができるよう、関係機関等との連携を図ります。		○						多様性社会 推進課	新規

ボランティアとの連携

多文化共生に関する活動を行う団体（NPO・NGO）を支援するとともに、状況に応じて連携を図ります。また、多文化共生の担い手の拡大に努めます。

No	事業名	事業内容	推進主体						担当課	継続 拡充 新規
			市	O I A	国 ・ 県	企 業	ボ ラ	地 域		
59	多文化共生ボランティア活動支援	外国人市民と日本人市民相互の交流及び外国人市民との多文化共生社会の構築を促進する活動を行なうボランティア団体の活動を支援し、連携します。		○			○		多様性社会 推進課	継続
60	ボランティア希望者の把握と活用	外国人児童生徒が日本語での授業を理解できるよう支援するボランティア人材を募集し、その活用に努めます。		○			○		多様性社会 推進課	新規

多文化共生の推進主体

施策番号に下線のあるものは、各事業における推進主体として 印、下線のないものは○印の記載がなされているものです。

岡崎市

岡崎市は、「多様な主体が協働・活躍できる社会づくり」の観点から、市国際交流協会、ボランティア、地域コミュニティや外国人市民などと連携し、国際化推進施策の調整を行っています。

市や市民の取り組みだけでは解決できない課題については、国・県の施策を活用したり、制度の見直しや改善を働きかけたりしていきます。

岡崎市国際交流協会（OIA）

市民参加により国際交流や国際理解などに取り組む団体として、行政とパートナーを組み、市民とともに多文化共生を推進します。

（施策番号3、4、5、10、13、14、25、28、54、57、58、59、60）

国・愛知県

日本は2007年以降人口減少に向かい、少子高齢化、生産年齢人口減少による人手不足は年々深刻化しています。このような中、2018年7月に「外国人材の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定し、改正入管法（2019年4月施行）や日本語教育推進法（2019年6月施行）などにより、国際化推進・多文化共生に向け制度面での整備を進めてきました。

愛知県では、外国人県民の永住化と高齢化が進む中、2018年3月に「あいち多文化共生推進プラン2022」を策定しました。

同プランには以下のように明記されています。

- ・各市町村での外国人受入れの状況や体制などを把握するとともに、市町村職員が優良事例などの新しい知識を得るとともに、市町村間のネットワークを築くきっかけになるよう、市町村研修を開催します。
- ・市町村の現状を把握し、必要に応じて助言などを行うため、各市町村や市町村国際交流協会が開催する多文化共生に関する会議やイベントにも積極的に参加していきます。

これらを念頭に、国・県とは良好で生産的な関係性を継続してまいります。

（施策番号4、17、18、20、21、32、34、36、37、39、40、49、52）

企業

2019年4月の改正入管法の施行に伴い、企業がこれまで以上に多くの外国人労働者を雇用することが予想されるため、外国人労働者を雇用する企業との連携が求められます。外国人を雇用する企業へは、適切な雇用管理の遂行を要望するとともに、外国人労働者が地域コミュニティへ適応していけるよう、支援依頼を行ってまいります。

(施策番号 11、28、32、34、36、37、40、46、49、53、54)

ボランティア団体（市民活動団体）

行政では対応することが難しい外国人市民に対する細やかな支援と、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりの担い手です。

活動に対する補助金交付や事業の共同開催により団体の負担軽減を図りつつ、将来に向け自立した運営ができるよう、良好な関係を維持し、側面支援を行ってまいります。

(施策番号 1、3、4、5、8、9、11、13、20、30、34、35、45、46、47、49、54、55、59、60)

地域（コミュニティ・住民）

日本人市民が「外国の文化や生活習慣などの違いがあることを認識し、外国人市民を対等なパートナーとして受け入れること」が多文化共生社会の実現への第一歩と言えます。

町内会組織は、地域コミュニティの中心的役割を担っています。地域の活性化のためには、地縁団体だけでなく、市民活動団体や行政、企業などとも連携し、外国人市民と日本人市民がともに参加できる環境づくりが求められます。

(施策番号 2、6、7、8、11、16、21、26、43、44、46、49、54、55、56)

外国人市民

外国人市民が「自らも日本社会の一員であることを自覚し、日本での生活ルールや社会制度を認識して活動すること」も、多文化共生社会の実現への第一歩と言えます。

また、自立して生活するためには日本語の習得は不可欠であり、自らのアイデンティティは守りつつも、生活に必要な日本語力を身につけることが望まれます。

(施策番号 1、3、5、8、11、14、20、28、34、35、43、44、46、47、49、51、54、55、56)

用語説明（記載は 50 音順です）

1 あいち医療通訳システム

愛知県、愛知県内市町村、医師会、大学等からなる「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営するサービス。外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くために、電話通訳、文章翻訳、通訳派遣を行っています。

2 永住者

外国人の在留資格。原則として在留活動や在留期間に制限がありません。資格取得には原則として引き続き 10 年以上日本に在留していることが必要です。

3 岡崎市総合計画

地方自治体の総合計画とは、将来都市像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本的な方針を定め、様々な分野にわたる施策を総合的かつ計画的にすすめていく、自治体行政の最上位に位置づけられる計画のこと。第 7 次岡崎市総合計画では、2050 年を目標年度としています。

4 技能実習

技能実習生の大半が保持している在留資格。技能実習制度では、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長 5 年間）受入れ、OJT を通じて技能を伝えるとともに、日本国内における人手不足の解消を図っています。

5 コミュニティ通訳員

外国人市民が集住している地域において、町総代等の日本人市民と外国人市民との間で通訳・翻訳を担うために、総代または公営住宅の自治会長が推進し、市から任命された外国人市民のこと。2020 年現在、15 の通称町（いわゆる町内会）に配置されています。

6 広域コミュニティ通訳員

コミュニティ通訳員の一種。母語としての使用者が市内で 100 人を超える言語で、特に必要性の高いと判断される場合に、地域を特定せずに活動する外国人市民。2020 年現在、3 言語（ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語）の登録があります。

7 災害多言語支援センター

災害時に日本語が分からない外国人市民に対して、必要な情報を多言語化して提供する場所。設置場所は図書館交流プラザ「りぶら」3 階のりぶら国際交流センター（LICC）で、震度 5 強以上の地震、または、その他甚大な被害が予想される場合に設置されます。災害多言語支援センターに係る事務は、多様性社会推進課が担当します。

8 在留資格

外国人が日本に合法的に滞在するために必要な資格のこと。「活動内容によって分類される在留資格」と「身分によって分類される在留資格」の2種類あります。

9 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月）

10 庁内

行政機関の組織の内部、または建物（庁舎）の内部のこと。本計画では「市役所内」の意味で使用しています。

11 定住者

外国人の在留資格。法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者で、原則として在留活動に制限はありません。ブラジルなど南米出身の日系人の多くはこの在留資格で来日しています。

12 適応指導

学校生活になじめない児童・生徒を対象に、学校復帰を支援するために行う働きかけのこと。

13 特別永住者

外国人の在留資格。1945年の敗戦以前から日本に住み、1952年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。

14 プレクラス

愛知県の定義では、日本語初期指導教室のこと。外国人児童生徒等が、学校に転入する前や転入した後でも、クラスに入る前に一定期間（数か月間）学校生活に慣れるまでの生活指導や初期の日本語指導を行うこと。岡崎市では2020年現在、小学4年生から中学3年生の転入外国人児童生徒に対して、南中学校で実施しています。期間は3か月で、月曜日から木曜日まではプレクラスに通学し、金曜日は各自の学校に通学するという対応をとっています。

15 プレスクール

愛知県の定義では、小学校入学前の外国人の子どもを対象とした初期の日本語指導・学校生活指導を行うこと。岡崎市では2020年現在、年長児を対象に2月から3月にかけて図書館交流プラザ「りぶら」会議室で日本語指導を実施しています。

16 やさしい日本語

普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。

(例) 高台に避難してください。 → 高いところに逃げてください。

17 ライフステージ

人の一生を、年齢や人生の節目などの基準でいくつかの段階に区切って考える場合、それぞれの段階のこと。

岡崎市多文化共生推進基本計画

発行年月　： 2 0 2 1 年 3 月

編集・発行：岡崎市　社会文化部　国際課

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

電　　話：0564-23-6656

F A X：0564-23-6667